

**感染症の登園基準です。主治医の診断を受けてから登園してください。**

薬を持っての登園は健康な状態ではないと判断します。原則として園では投薬しません。

特別な事情ある場合は書類の提出が必要になりますのでご相談ください。

病名	登園のめやす	登園許可証
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過してから。	◎
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになってから。	◎
带状疱疹(たいじょうほうしん)	すべての発疹がかさぶたになってから。	◎
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺の腫れが始まった後5日経過し、全身状態が良好になったら。	◎
風しん(三日はしか)	発疹が消えてから。	◎
百日咳	特有の咳が消失、または5日間の抗菌療法が終了してから。	◎
手足口病	病状により、医師の指示に従う。受診はしてください。	×
ヘルパンギーナ	発熱や口内炎がなく、普段の食事がとれること。	◎
伝染性紅斑(りんご病)	病状により、医師の指示に従う。受診はして下さい。	×
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24時間経過していること。	◎
突発性発疹	主要な症状が消失してから。	×
伝染性膿痂症(とびひ)	とびひ部位が乾燥しているか部位がガーゼで覆える程度のものであること。	登園許可証× プール許可証○
流行性角結膜炎(はやり目)	感染力が非常に強いいため、結膜炎症状が消えてから。	◎
急性出血性結膜炎(アポロ熱)	目やに、充血がとれてから。	◎
急性結膜炎	(結膜炎症状のある期間は感染力あり)	
咽頭結膜熱(プール熱)	目やに、目・喉の充血がとれてから。(主要症状が消え、2日を経過してから)	◎
感染性胃腸炎	嘔吐下痢の症状が治まり普段の食事がとれること。	◎
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること。	◎
ヘルペス性 歯肉口内炎	医師の指示による。	○
結核	伝染の恐れがなくなるまで(医師の指示による)。	○
ウィルス性肝炎	A型/肝機能が正常になってから。 B、C型 - なし。	A型:○ B型 C型:×
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、解熱後3日を経過してから。	登園届 (保護者記入)
伝染性軟属腫(水いぼ)	無し。	×
腸管出血性大腸菌(O-157)	伝染の恐れがなくなってから(医師の指示による)。	○
アタマジラミ	無し。	登園許可証× プール許可証×
日本脳炎	医師の指示による。	○

※ ◎は府中市からの無料の「意見書」があります。○は登園許可証をお渡しします。(病院で費用がかかります)  
府中市以外に住んでいる方、府中市以外の病院・総合医療センターにかかっている場合は「意見書」を使えません。